

患者のための薬局ビジョン

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

※電子お薬手帳についての記事抜粋

平成27年10月23日

厚生労働省

2 ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握の推進

(1) 服薬情報の管理におけるお薬手帳の意義・役割

- 第2の1(3)や(4)①で示したとおり、服薬情報の一元的・継続的把握には、患者が自らかかりつけ薬剤師・薬局を選択し、そのかかりつけ薬剤師・薬局が、主治医との連携や患者に対する丁寧なインタビュー等を通じて、要指導医薬品等を含めた服薬情報を把握することが基本となる。
- 一方で、患者によっては、かかりつけ薬局以外の薬局で調剤を受ける場合もあり得ることから、かかりつけ薬局における情報管理を補完するものとしてお薬手帳の活用を進めることにより、患者と薬剤師が顔の見える関係で、服薬情報に基づく効果的な情報提供や服薬指導が行われることが期待される。
- お薬手帳は、PHR (Personal Health Record) の一種として、患者の薬剤服用歴を手帳に記載し、経時的に管理することで、患者が自らの薬に関する記録を一元管理し、自らの健康管理に役立てることができる患者自身のための個人情報を記録するツールである。また、医師や薬剤師が患者の服用歴を確認し、医薬品を処方又は調剤することにより、相互作用の防止や副作用の回避等に役立てることができる。
平成23年の東日本大震災の際に、カルテや薬歴等の医療インフラが大きな被害を受ける中、患者がお薬手帳を携行することで、日頃服用している薬の情報を医療関係者が確認でき、薬の継続投与につながったなどの事例も報告されている。
- さらに、お薬手帳は、患者、医療機関、薬局が、服薬の状況や相互のやりとりを共有する手段としての意義も大きいことから、その意味でも積極的な活用が期待される。
- こうした経緯から、お薬手帳については、調剤報酬上でも薬学管理料の評価の対象に加えられている³⁸。

³⁸ 平成26年診療報酬改定後の制度では、薬剤服用歴管理指導料において、お薬手帳に基づく薬剤情報提供が行われた場合には1処方箋当たり41点(410円)が算定されるのに対し、行われなかつた場合には34点(340円)が算定される仕組みとなっている。

- 他方、お薬手帳については、必ずしも服薬指導の際に十分利用されていなかったり³⁹、複数冊のお薬手帳に分けて服薬情報が管理され、服薬指導に活用されていない実態があるとの指摘も強い。このため、お薬手帳の一冊化・集約化などの取組を行うことが必要であることは、先に指摘したとおりである。

(2) 電子版お薬手帳の活用推進

- 近年、PC やスマートフォンの普及等 ICT 化の進展に伴い、医薬関係団体、調剤チェーン、民間の ICT 企業等で様々な仕様の電子版お薬手帳システムが開発され、普及が進められており、「日本再興戦略 改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても、医療・介護等分野における ICT 化の一環として、以下の内容が盛り込まれている。
 - ・ 患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、本年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018 年度までを目標とする地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。
- 電子版お薬手帳については、紙のお薬手帳に比べ、
 - ① 携帯電話やスマートフォンを活用するため、携帯性が高く、受診時にも忘れにくい
 - ② データの保存容量が大きいため、長期にわたる服用歴の管理が可能
 - ③ 服用歴以外にも、システム独自に、運動の記録や健診履歴等の健康に関する情報も管理可能といったメリットがあり、患者の属性や希望に応じて、紙のお薬手帳とともに、その普及を進める必要がある。
- また、平成 24 年には、保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が、電子版お薬手帳の標準データフォーマット仕様書を策定し、以後多くのお薬手帳がこのフォーマットに準拠している。
- 他方で、一人の患者が紙のお薬手帳を複数冊持っていることがあるのと

³⁹ 例えば、「薬局のかかりつけ機能に係る実態調査報告書」（平成 23 年度保険局医療課委託調査）によれば、調剤目的で薬局を訪れる患者のうち、お薬手帳を「来局時には必ず持参」する人の構成比の平均は 32.0%、「来局時には大体持参」する人は 18.1% にとどまった。

同様、電子版お薬手帳についても、異なる開発主体のシステムでバラバラに服薬情報が管理されるといった状況が懸念される。

今後は、紙のお薬手帳を一冊化・集約化する取組に合わせて、一つの電子版お薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組みを構築するとともに、異なる開発主体のシステムが利用される環境下でも医薬関係者に対して服薬情報の共有化が図られるような取組を進めることが必要である。また、電子版お薬手帳の普及に当たっては、個人情報の保護にも十分に留意する必要がある。

- さらに、2018年を目途とする地域医療情報連携ネットワークの普及により、診断情報・検査情報も含めた患者情報について、医療関係者間での共有が進むことが期待される⁴⁰。

地域医療情報連携ネットワークで共有される患者情報には、服薬情報等お薬手帳に掲載される情報も含むことが想定されることから、将来的には、情報ネットワーク上的一部の情報を患者がお薬手帳として携行するといった利用方法も考えられる。電子版お薬手帳の普及を進める際には、今後の情報ネットワークの普及も見据え、患者が全国どこへ移動しても医薬関係者が必要な情報を共有できるよう、データフォーマットの統一化などのインフラ整備について、医薬関係団体を始めとするステークホルダーが引き続き緊密に連携する必要がある⁴¹。

⁴⁰ 「日本再興戦略 改訂2015」においては、「医療等分野でのデータ電子化・標準を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進する。また、患者利便性向上などの観点から、医療等分野の番号を活用した医療介護現場での情報連携促進を図る。」、「このため、2018年度までを目標に地域医療情報連携ネットワーク（病院と診療所間の双方向連携を含む。）の全国各地への普及を実現する」旨盛り込まれている。

⁴¹ 厚生労働省では、電子版お薬手帳の現状等を把握し、電子版お薬手帳のあり方等を検討するため、今年度、「電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業」を実施している。